

令和8年4月27日

公 告

防衛省陸上自衛隊

秋田駐屯地業務隊長

朝 倉 智 顕

(公 印 省 略)

陸上自衛隊秋田駐屯地創立74周年記念行事当日のイベントにおいて、来場者に対しサービスの提供を行うための野外交売店の出店業者を募集するので、希望する業者については、応募資格及び関係事項等を承知の上、申し込まれたい。

記

1 応募期間

令和8年4月27日（月）から5月14日（木）まで

2 公募に付する事項

(1) 業務件名

陸上自衛隊秋田駐屯地創立74周年記念行事当日のイベントにおける野外交売店の設置及び経営

(2) 公募品目

ア 食品（生鮮食品を除く。）

イ 飲料水（アルコール（アルコール度数0.00%のアルコールテイスト飲料も含む。）を除く。）

ウ 秋田県の特産品

エ その他（自衛隊イベントに相応しい品目）

(3) 業務実施日（国有財産使用許可日）

令和8年10月4日（日）

(4) 設置場所の所在地及び名称

ア 秋田県秋田市寺内字将軍野1

イ 陸上自衛隊秋田駐屯地

3 応募要領

- (1) 平日8時15分～17時00分まで(11時から12時及び4月27日(月)から5月10日(日)を除く。)第7項記載の連絡先まで問合せを受け付ける。
- (2) 申請書等は問合わせを受け次第郵送する。提出期限は郵送等にて5月20日(水)必着とする。

4 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 各契約機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公募を行う事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。
- (4) 事業総合賠償責任保険、ビジネス総合保険制度又は生産物賠償責任保険の加入者等であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 募集要領及び仕様書説明会

- (1) 日 時 令和8年5月20日（水）14時00分
- (2) 場 所 陸上自衛隊秋田駐屯地 駐屯地大会議室
- (3) 説明事項 募集要領、仕様書に関する事項及び現地説明
- (4) 申込方法 出席希望者（各2名以内）は、5月19日（火）17時00分まで業者名等・出席者氏名・連絡先を電話、FAX又は郵送等にて、第7項「問合せ先」まで通知すること。（様式は任意）

6 その他

- (1) 細部については、募集要領及び仕様書による。
- (2) 出店数および使用可能面積には限りがあるため、当説明会への参加及び当行事への参加申請により出店許可を確約するものではない。
また、その使用面積については、状況により、自衛隊側の拡張又は縮小の要請に従うものとし、特別な理由もなく要請等に応じない場合は、事後失格とする場合がある。
- (3) 感染症や災害等の諸事情により、当行事が中止となった場合の補償は行わないものとする。

7 問合せ先

〒011-8611 秋田県秋田市寺内字将軍野1
 陸上自衛隊秋田駐屯地業務隊 厚生科厚生班 担当者畠山
 電 話 018-845-0125（内線495）
 F A X 018-845-0294（内線425）
 受付時間 8時15分から17時までの間（11時から12時を除く。）